

令和元年11月28日
302会議室

令和元年第22回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和元年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和元年11月28日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時20分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 嶋田 敦子

署名委員 嶋田 敦子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 学務課長 浅見 孝男

指導課長 前田 元 統括指導主事 川崎 淳子

教育支援課長 秋武 典子 学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠 図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 井田 容子

案 件

1 議案

- (1) 議案第27号 立川市新学校給食共同調理場整備基本計画について

2 協議

- (1) 就学援助制度 判定基準変更について
- (2) 令和2年度 立川市教育委員会学校教育の指針について
- (3) 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について

3 報告

- (1) 立川市生涯学習推進審議会からの答申「立川市における生涯学習の振興方策について」
- (2) 立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」本殿修理工事について
- (3) 国宝「六面石幢」の修理事業について

4 その他

令和元年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

令和元年11月28日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第27号 立川市新学校給食共同調理場整備基本計画について

2 協議

- (1) 就学援助制度 判定基準変更について
- (2) 令和2年度 立川市教育委員会学校教育の指針について
- (3) 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について

3 報告

- (1) 立川市生涯学習推進審議会からの答申「立川市における生涯学習の振興方策について」
- (2) 立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」本殿修理工事について
- (3) 国宝「六面石幢」の修理事業について

4 その他

◎開会の辞

- 小町教育長 ただいまから、令和元年第22回立川市教育委員会定例会を開催いたします。署名委員に嶋田委員、お願いいたします。
- 嶋田委員 承知しました。
- 小町教育長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案1件、協議3件、報告3件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。
- 次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。
- 大野教育部長 本日、第22回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、学務課長、指導課長、川崎統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第27号 立川市新学校給食共同調理場整備基本計画について

- 小町教育長 それでは、1議案(1)議案第27号、立川市新学校給食共同調理場整備基本計画について、を議題といたします。
- 南学校給食課長、説明をお願いいたします。
- 南学校給食課長 それでは議案第27号、立川市新学校給食共同調理場整備基本計画について、ご説明いたします。
- 本計画につきましては、今年度、コンサルに委託しまして立川市新学校給食共同調理場の整備事業化調査、きょうお配りしている報告書、こちらをもとに新しい学校給食共同調理場の整備計画を定めたものになりますので、きょうはこちらの基本計画をもって説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。
- それではページをおめくりください。
- 目次に基本計画の構成を示しております。第1章が基本計画策定の背景・目的、第2章に基本的な考え方、第3章に前提条件の整理、第4章に施設の基本要件、第5章に事業スキーム、第6章に財政計画、第7章に事業手法の総合評価、第8章に事業スケジュールをお示ししております。
- それでは各章、主だった内容について、ご説明をさせていただきます。
- まず、1章の基本計画策定の背景・目的ですが、本市の小学校、中学校の給食の提供方式を記載するとともに、新しい調理場についての過程ですが、市長公約、学校給食運営審議会への諮問、答申、パブリックコメントを実施しまして方針を決定いたしました。計画地の公表をして、今回整備計画を策定したという形になります。
- 続きまして、基本的な考え方に移ります。ページをおめくりください。
- 基本事項につきましては、中学校給食及び単独調理方式の小学校給食を共同調理場方

式へ移行いたします。また、災害時対応機能の導入、民間活用手法の導入という形になります。施設整備・運営の基本方針ですが、学校給食衛生管理基準に沿った施設整備、アレルギー対応食専用室を設置いたしまして、災害時に対応した学校給食施設の整備を行います。

続きまして、前提条件になります。4ページから7ページをお開きください。

給食の提供対象校、小学校の単独調理校、一小から八小の8校、中学校全9校、合計17校が対象校になります。提供食数ですが、対象校の児童・生徒数の将来推計、教職員等を勘案して算出しております、1日8,500食を想定しております。

場所ですが、7ページに記載がありますが、現共同調理場と隣接している形になります。敷地面積はおよそ12,000㎡を想定しております。

続きまして、施設の基本要件の説明に入ります。8ページ、9ページをお開きください。

こちらに計画する機能と主な諸室をお示ししております。

10ページですが、共同調理場の諸室のレイアウトイメージ図を示しております。

食材等諸列については一方通行、調理動作が交差しないような形が可能な施設を計画しております。

10ページの下ですが、災害時対応機能になります。こちらは市長公約でもありますので、新しい共同調理場は市の中心部に位置します。先ほどご説明しましたが現調理場の隣になりますので、2つの調理場が隣接することから、約20台の給食配送車を活用して、一時避難所、小学校ですね、そういったところに災害支援物資を運搬する「災害支援物資提供の二次集積拠点」という形で考えておまして、こちらは地域防災計画に位置付けるということで、市の中でもそういったオーソライズができていく状況になっております。また、アレルギー対応食含めたアルファ化米、こちら11万食を備蓄しまして防災力の向上を図ることを考えております。

11ページの下に、食育機能を書いてありますが、現学校給食調理場では、2階に見学通路を設置しまして、実際の調理風景を見ることができますので、新しい共同調理場では現共同調理場とは違った切り口で考えており、例えば映像とかそういったものを使って調理風景を見学できるように、違った切り口で食育機能を導入することを考えております。

続きまして、事業スキームに移ります。12ページを見てください。

事業手法の整理ということで、本事業において導入が考えられる主な事業手法を、公共と民間事業者の役割ごとに表5にお示ししております。

隣のA3に事業手法の比較という形で記載させていただいております。その中で、従来手法とPFI手法、PFI的手法とあります。PFI手法とPFI的手法の違いですが、項目の3番目に資金調達の項目があります。PFI手法になりますと、資金調達が民間のほうで用意していただく形になりまして、PFI的手法になりますと、公共のほうで用意するという形になりますので、一度に資金をどれだけ用意するかというところに違いあるという

ことをご承知おきください。

PFI 手法であっても PFI 的手法であっても、設計・建設に加え、維持管理・運営業務含めた民間事業者のノウハウの活用が図られますので、費用の削減効果が期待できます。違いですが、PFI 手法になりますと割賦払いによる単年度の財政負担が軽減されるというメリットがあります。また、金融機関による SPC への財務状況等のモニタリングが実施されますので、健全な事業運営が図られるとなっております。PFI 手法につきましては、こちらの PFI のスキームで決まっておりますので、そういった形をつくるということが法律で決まっておりますのでご承知おきください。

続きまして 14 ページ、事業範囲が記載されております。事業範囲につきまして、現共同調理場とほとんど同じになります。1 点だけ違うところがございます。運営の下から 4 行目に「配送校内での配膳」というところがありますが、そこを民間のほうでお願いするという形を考えております。こちらにつきましては受け手の学校の改修が必要になります。単独校、中学校については学校の改修が必要になりますので、配膳業務につきましてはドライバーも含めてやっていただくということで、民間にお願いするということが現調理場と違うことになります。

続きまして 15 ページ、事業期間ですが、事業期間の決定要因ということで 7 項目について◎○△という形でお示しをしております。その 7 項目を評価して、全体の評価バランスがとれていて、事例も多い事業期間は、設計・建設期間+15 年、こちら一番バランスのとれている形になっております。

16 ページ下のほうに先行事例が書いてあります。国内の学校給食共同調理場整備・運営事業ですが、PFI 手法 BTO 方式・サービス購入型・事業期間 15 年間で最も多い形になっております。こちらにつきましては報告書の 30 ページにその事例が載っておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

17 ページをお開きください。民間事業者の事業への参入可能性ということで、民間事業者へのアンケートを今年度の 7 月から 8 月にかけて行いました。

この事業について「積極的に参加したい」「参加したい」というのが 14 者で、多数の企業の参加意欲がありました。その中で事業方式として、17 者からは PFI (BTO 方式)、10 者からは DBO 方式との回答がありました。PFI (BTO 方式) を望む理由としては、学校給食センターの手法として一般的であること、設計から運営までの一括委託のメリットがある、また金融機関のモニタリング機能が働くことが主な理由として挙げていました。

事業期間につきましては、「15 年程度を希望」が 21 者のうち 19 者となっております。これは全国的に事例・実績がありまして、また、大規模修繕が発生しない期間であることとの意見が多かったという形になります。

事業スキームの評価ですが、表 9 に評価をしております。PFI 手法の BTO 方式、PFI 的手法の方式と書いてあります。こちらは検討した結果、本事業におけるスキームについて、ここで事業方式を 2 点に絞りました。BTO 方式と DBO 方式 (PFI 手法に準ずる)

という2つの方式に絞りました。事業形態はサービス購入型、事業期間、設計・建設期間+15年、事業範囲、設計・建設・維持管理・運営、こちらについては同じですが、事業方式についてはここで2つに絞ったということになります。

19ページをお開きください。財政計画になります。初期投資額、初期投資費が表11、42億3,100万円。表12が維持管理・運営費、5億800万円、こちらは1年間のものになりますので、先ほど言いました15年間となりますので、これ掛ける15年が維持管理・運営費と書かれております。

資金調達方法の概要ですが、上がPFI(BTO方式)、下がDBO方式ということで、ここは民間資金を活用するかどうか、その違いということだけ憶えておいていただければと思います。

21ページをお開きください。財政負担の削減ということですが、民間活用手法を導入することによって、15年間ですが市の財政負担削減効果は、そちらに示してあるとおりPFI(BTO)方式、DBO方式であっても、従来手法と比べて5億円程度削減されるという形になります。バリュー・フォー・マネーというのは、その削減効果のパーセントですが、4.8%と4.7%となっております。こちら財政負担、財政の計画となっております。

続きまして、事業手法の総合評価ですが、事業方式の評価につきましては表14で示しております。そのところでPFI(BTO方式)とDBO方式の違いのところですが、先ほど申し上げましたが、初期投資費のところでは財政負担の平準化があるか、ないかという違いがあります。

23ページ、その他のところに金融機関によるモニタリングが働くかどうかということで、PFI(BTO方式)になりますとSPCの財務状況が安定的な業務遂行に支障がないかを確認する監視機能が働きますので、その違いがあるということをご承知おきください。

24ページに最終的なまとめをしております。PFI手法BTO方式、DBO方式いずれも市の財政負担を軽減する可能性を有しております。PFI(BTO方式)では財政負担の平準化が図られることになっております。BTO方式、DBO方式いずれも民間の事業者独自の創意工夫やノウハウが十分に発揮されまして、効率的かつ効果的な作業環境の創出が期待できます。また、アンケートを行ったときにも、地元企業の参画について民間事業者の確認をとりました。そちらのほうに参加を期待できるという形になっています。

繰り返しになるのですが、PFI(BTO方式)になりますと金融機関のモニタリングが働きますので、安定的な業務遂行に支障がないかを確認する監視機能が働くということで、安定的な事業運営が期待できることとなっております。

事業手法を総合的に評価した結果、PFI(BTO方式)ですが、事業者の参加が期待できる事業方式として、ほとんどがBTO方式との回答がありましたことから、こちらの事業につきましてはPFI手法のBTO方式を採用することといたしたいということでまとめてあります。

最後のページ、25ページをお開きください。事業のスケジュールをお示ししてござい

す。事業のスケジュールですが初めて、いつから運営ができるかということを示しております。土地は国有地になりますので、そちらを順調に取得した場合に限られるんですが、令和5年の2学期から、そこを目指してというところでやっております。この報告については文教委員会でも報告をさせていただきますが、事業者募集の準備に入りまして、実施方針を公表いたしまして、事業者を募集しまして、事業者が決定しまして、設計、建設、準備をいたしまして運營業務を令和5年の2学期9月から、そういった形を予定しております。

スケジュールについて初めてここでいつということをお示しする形になります。いろいろな反響はありますが、そこを目指してやりますので、それに向かって取り組んでまいります。

その下に、配送校配膳室等の改修ということを書かせていただいております。

単独校、一小から八小の8校と中学校につきましては、給食の配送を受けることになりますのでそちらの改修工事、必ずプラットフォームをつくったり、調理室内を片づけたり、そういった作業が出てきますので、こちらについても部会を設けまして、施設の関係する課と一緒に、どのように改修をしていったら良いかという協議を進めることになりますので、その内容、時期、工事費等について現在進めているところになります。新しい調理場ができて、学校の受入れができて、令和5年2学期からということで今取り組んでいるところになります。

今後についてですが、本議案をご承認いただきましたら、12月12日の文教委員会で報告をさせていただきます。また、広報、ホームページで周知してまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 これを読んでいて、まず立川市学校給食の現状と課題、この捉え方も、4点ですか、今まで我々も検討したことがある課題であります。この4点が最終的には改善できる、こういう見通しをもった計画であるというふうに思います。特に事業方式については、事業スキームから財政負担の削減から、そして事業方式の評価に至るまで、最後のPFI手法BT0方式を採用するに至るまで、結構ドラマチックに読ませていただきました。これは実に分かりいいと思います。

ということで、私は是非これで進めていただければと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 今、説明をいただいて、あと事前に立川市新学校給食共同調理場整備基本計画を拝見いたしまして、令和5年の9月からの稼働に向けての計画と。まず1つ目の策定の背景・目的からはじまって、8の事業スケジュールまで、一つ一つ目を通させていた

できました。本当にしっかりできた基本計画であるなどと思います。また、立川市新学校給食共同調理場整備事業化調査報告書も事前に拝見させていただきました。本当にここまで関係機関の方含めて、よくお作りになったなどと思います。是非、説明いただいた方向でお進めいただくようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第27号、立川市新学校給食共同調理場整備基本計画について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第27号、立川市新学校給食共同調理場整備基本計画について、は承認されました。

◎協 議

(1) 就学援助制度 判定基準変更について

○小町教育長 続きまして、2 協議(1)就学援助制度 判定基準変更について、を議題といたします。

浅見学務課長、説明をお願いいたします。

○浅見学務課長 就学援助制度 判定基準変更について、ご報告いたします。

現在、本市では、就学援助費の判定基準を世帯の「収入」としております。その判定においては基幹系システムに世帯収入額のデータがないため、給与所得者については源泉徴収票等から収入額を把握し、事業所得者については確定申告の所得額から給与収入相当額を手計算により算出し、それらを就学援助システムに職員が全て手入力をしております。手入力をしているため事務処理に時間がかかるとともに、申請者にも源泉徴収票や確定申告書等の提出によりご負担をかけております。

本市では以前から判定基準を基幹系システムとのデータ連携が可能な「総所得」へ変更することを検討しておりましたが、今回、令和4年1月の稼働を目指し、三鷹市、日野市と共同で再構築中の基幹系システムに就学援助システムが含まれていることから、この再構築を契機に判定基準を総所得にしたうえで、令和4年1月以前に稼働させたいと考えております。「総所得」に変更することにより、申請者にとっては課税関係書類の提出が不要になること、市民にとって家計の実態に近く理解を得やすいこと、データ連携により手作業を大幅に減らすことができるなど、市民サービスの向上及び事務の効率化を図ることができます。

基準変更にあたって最も留意したことは、現在の収入による認定者が否認定とならない水準にするということです。総所得の基準については現在、第68次生活保護基準に対する倍率では収入の1.5倍から1.0倍に下がったように見えますが、平成31年4月と5

月に収入判定により認定された 472 世帯を悉皆調査し、全世帯が認定される水準に設定いたしましたので、現在と同水準になります。

なお、悉皆調査をし、総所得 1.00 倍に変更した結果、資料 3 ページ、5. 判定基準についての (3)、ここに増要因を 5 点お示ししておりますが、これらの理由によりまして 83 世帯が新たに認定することになり、就学援助費は年間約 1,060 万円の増となります。

今後のスケジュールですが、4 ページにお示ししているとおりでございます。12 月 12 日文教委員会においてもご報告をさせていただきます。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私から意見を 1 点、質問を 2 点させていただきたいと思います。

まず意見でございます。就学援助制度及び判定基準変更について、これまでも給与所得者と事業所得者の不公平さが指摘されてきたところでございます。そういう中で、この説明の方向で検討を進めることは適切であると考えているのですが、そのように理解してよろしいでしょうかということが 1 点です。

あとは質問ですが、現時点でこの就学援助制度については、23 区及び 26 市がどこまで進んでいるのか、その辺りをお伺いいたします。

最後でございます。現時点で該当しているのに申請していない保護者がみられた場合、本市ではどのくらいの割合おられますかということ、併せて、その主な理由は何かお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小町教育長 浅見学務課長、お願いします。

○浅見学務課長 まず、1 点目いただいたご意見についてでございます。判定基準の変更について、収入、所得、それぞれメリット、デメリットがございまして、資料の 2 ページにお示ししているとおりでございます。不公平さという意味では何をもちて不公平というのもあるんですけれども、所得のほうが収入よりも生活実態をより反映しているという、そういうメリットはございます。

それから質問 1 の就学援助制度がどこまで進んでいるかということですが、法で定められている制度ですので、全国どの自治体でも就学援助制度というのは制度としてございます。ただ、判定基準や認定水準などは各自治体の裁量に任せられております。多摩 26 市の状況については、1 ページの①の多摩 26 市の状況にお示しをしたとおりでございます。基準については、収入、所得、ちょうど半分ずつというところが平成 31 年度の状況です。

質問の 2 点目でございます。該当しているが申請していない保護者、これ生活保護などで捕捉率という言葉でいろいろと各国の比較等で語られることが多いんですけれども、就学援助の制度につきましても捕捉率等で何か調査をしたりとか、例えば国において議

論をされたということがありません、私が調べた限りなんですけれども。ですので、申し訳ありませんが、該当しているけれども申請してない保護者というのは把握してございません。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。よく理解できました。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 まず質問であります。2 ページ3の「収入判定、所得判定のメリット、デメリット」の中に、収入のデメリット第1番に、「所得と比較し、生活実態との乖離がある」。これ私見たときに、ああそうか、収入と所得というのは違うんだなと思いつつながら、具体的に何パーセントぐらいなんだろうね、もし分かればお願いいたします。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 これ税制上の話になりますが、収入というのは世帯が稼いだそのままのお金で、そこから非課税になる、また給与所得の場合にはそこから控除される額がある等、いろいろございます。

ここで申し上げている生活実態との乖離というところですけれども、現在の「収入」方法で否認定になった方からご意見をいただく、お問い合わせとかある場合ですけれども、3 ページの5. 判定基準について、(3)増要因、というところをご覧いただきたいのですけれども、この要因iiで、世帯員に65万円未満の収入がある世帯員がいる世帯、要因iiiの非課税収入がある世帯、この2つについて、総収入の場合は判定の中で見ております。ですので、例えば高校生のお子さんが親に内緒でアルバイトをしているという場合も、調べて収入として入れることがあるんです。

そうなる親としては、自分の給与はすごい低くて困っているのに、子どものアルバイト収入も入れてしまって、例えば年50万稼いでいるのを見て、それで否認定になってしまう。自分は知らなかった、親はこんなに苦しいのにとか、なのに何で否認定になるんですかとか、あとは遺族年金とか失業手当なども収入としてみているんですが、今申し上げた2つは所得の場合はみないことになり、65万円未満は非課税になりますので。

ですので実感として、所得のほうが生活実態を反映しているというふうに一般的にも言われていますし、問い合わせなどを聞いていてもそのように実感していることで、メリット、デメリットのところに入れさせていただいております。よろしいでしょうか。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 となると、所得を基準にした判定基準を用いる。これ、表を見ていますと増加が83世帯で113人というふう増加が見込まれるわけですね。お願いいたします。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 ここの5. 判定基準(2)影響、のところで472世帯みなんですけれども、そのほかに今までは否認定だった世帯が83世帯、収入によって増加するという事は、

これは申請者にとって今はメリットで、それがさっき申し上げた増要因の中で、今までは高校生の息子がアルバイトしていて認められなかったんだけど、今後は認められるとか、例えば、たまたま遺族年金、失業手当、出産手当等が入って、その結果受けられなかった方が受けられるということで、申請者にとっては所得のほうがより生活実態に即してメリットがあるのではないかと考えております。メリット、デメリット、それぞれ収入には収入のメリットとかもあるんですけども、ここで所得にすることによって、より実態に近い制度変更ができると考えております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 そういふ話でしたら、より多くの方が少しでも救われるなら、この考え方、所得を対象にして考える、これは私はいいなというふうに思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 これは対象者に通知がいくとかそういう、説明の仕方というのは、どういふふうになりますでしょうか。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 4ページの今後のスケジュールにお示しさせていただきましたが、1月に案内を作成いたします。ただ、12月の文教委員会で報告させていただいてお認めいただきますが、この制度変更に関してシステム改修をいたします。その予算について百五十数万上げておりますが、令和2年度予算に計上しております。ですので、最終的には3月議会で予算をお認めいただかないとできませんが、1月に作成する案内の中では、保護者の方に、今後令和2年度についてはこのように制度を変更しますというのを予定として入れさせていただいて周知を図りたいと考えております。

一番最初に配布させていただくのは、2月3日から始まります小学校新入学児童説明会からになりまして、在校生には3月上旬に配布を予定しております。以上です。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 変わったということが分かりにくくて申請しなかったりとか、そういうことがあるといけないので、分かりやすく、是非たくさんの方がちゃんと申請して下さるように、よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それでは、お諮りいたします。協議(1)就学援助制度 判定基準変更について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)就学援助制度 判定基準変更について、は承認されました。

◎協 議

(2) 令和2年度 立川市教育委員会学校教育の指針について

○小町教育長 続きまして、協議(2)令和2年度 立川市教育委員会学校教育の指針について、を議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○前田指導課長 それでは、令和2年度 立川市教育委員会学校教育の指針について、ご説明いたします。

令和2年度は、小学校においては新しい学習指導要領が全面実施となる年にあたります。このことを踏まえつつ、令和2年度においても「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念の下、「学校教育の充実」「教育支援と教育環境の充実」「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」の3つの基本方針を踏まえて作成をいたしました。施策の重点課題といたしましては、学力・体力の向上、特別支援教育の推進、幼保・小中連携教育の推進とし、これまでと同様の重点ながらも一層の充実、改善を図っていくものとなりました。

2ページをご覧ください。「学校教育の充実」の基本方針に関して、学力向上について示しております。また4ページからは、豊かな心を育むための教育の推進、さらに6ページからは、体力の向上と健康づくりの推進について示してございます。

7ページには、「教育支援と教育環境の充実」の基本方針に関して、特別支援教育の推進、8ページでは学校運営の充実、10ページでは教育環境の整備についてお示しいたしました。

続いて、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」に関して、ネットワーク型の学校経営システムの拡充、11ページでは幼保・小中連携の推進、12ページからは児童・生徒の安全・安心の確保についてお示しをいたしました。

この指針に基づき、令和2年度の小中学校の教育課程編成について指導してまいりたいと考えております。よろしくご協議いただき、ご承認くださいますよう、お願いいたします。説明は以上になります。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 昨年と比べながら読ませていただきました。きょう第五小学校の学校訪問をしたのですが、教科担任制を試行する話だとか聞きまして、そうしますとこの指針の中にも、教育力向上推進モデル校の指定の中に既にこのことが掲げられております。これは大変うれしいことというふうに思いました。

第2番目に特別支援関係の7ページに特別支援教育の推進、学校における計画的な特別支援教育の推進で3点基本的な考え方を示したこと、これはとても私、昨年と比べていいなというふうに受け止めております。

さて、冒頭、指導課長から指導要領改訂の話がありました。これは我々だけではなく

て、関心のある方はみんな、その指導要領何が変わるのか関心を持ってきていると思うんですね。それを具体的に示していくのが教育であります。そういう点で教育課程の中に、ああ改訂されたんだなということが分かるようなことを、特にコミュニティ・スクールを展開しているわけですから、これが地域にも同じように示されるものというふうに思います。

その点で提言でありますけれど、改訂の方針が分かるように、1ページの冒頭部分、ここに、どうかと思いつながりながら見ていたんですが、「各学校においては、市の教育目標及び本指針を踏まえて、新しい時代に求められる資質・能力を育む、社会に開かれた教育課程を編成・実施」、ここで次の文に戻りますが、「評価・改善し、次代のまちを担う児童・生徒」というふうに、つまり、新しく変わったということの文言を入れることと、「社会に開かれた教育課程」、これきちんと入れたほうが、私は運営協議会の中でもお互いに何をやるかということや学校と地域が共有していく意味でも必要な文言ではないかと思いました。あとでご検討ください。

そして、2ページの「思考力・判断力・表現力等を育成する授業を創造し」、これでも分かるんですけど、この前指導課長、言語活動の重要性を謳っていたと思いますが、この手法なども加えたらいかがでしょうか。そうすると各学校で教育課程を組むときに多分タイアップで考えていくのではないかというふうに思います。

次に質問であります、9ページになります。私費会計事務の標準化完全実施と④番に出ております。それから⑤学校給食費の公金化に向けた検討の推進、⑦学校保健会事業のあり方に係る検討開始、ちょっと気になる動きがおつと思いつながら、この辺りの状況のたぶん変化もあり、また課題もあるんだろうと思いつますが、この辺りどういう状況なのかご説明いただければありがたいですが、質問です。

○小町教育長 浅見学務課長、お願いします。

○浅見学務課長 今、3つの項目についてご質問いただきましたが、④と⑦について、まずはお答えをさせていただきます。私費会計と申しますのも幾つかあります。現在は学校給食も含めてなんです、ここで示している私費会計は学校が買う教材費や修学旅行費等、給食以外のものを示しております。

従来は学校に全てお任せしておりましたが、ここで南部に共同事務室が設置されて、来年度から全市的に共同事務室が設置されるにあたりまして、事務の標準化ということを目指しております、その一環でございます。各校がバラバラに会計処理をしているということは事務の統一化に支障がありますので、昨年度から南部9校が開設されたのを機に、まず南部をモデルに全市的に取り組みを始めまして、今年度から、来年度の全市開設を見据えて全市的に事務の標準化を進めているものでございます。

ちょうどこの上から3つの・にあるんですけども、軌を一にして働き方改革という観点からも国や都が学校徴収金ガイドライン等を策定いたしまして、本市は先行して取り組んでおりますけれども、全国的な動きにもなっているところでございます。こ

れについては、学校長のリーダーシップの下にやっついていかないとなかなか、事務室任せということはいけませんので、学校長のリーダーシップの下に事務室が中心になって運営をしていくという指針を示しているところがございます。それを来年度は本格的にスタートするというのが④の趣旨でございます。

⑦の学校保健会事業のあり方については、ここにお示ししているとおり、検討開始ということではいろいろと課題がございます。従来かなり丁寧にやっていたり、例えば健康努力児童・生徒の表彰式等もかなり大掛かりにやっておりますので、昔から同じ内容でやっていますが教育課程等もずいぶん昔と変わってきておまして、学校も行事に割ける時間なども減ってきておりますので、まずは現状について学校保健会内にプロジェクトチームを立ち上げて、事業の縮小廃止なども視野に現状分析をして、短期・中期・長期の視点で学校保健会事業のあり方の見直しをしていきたいという思いを込めているところがございます。

○小町教育長 学校給食課長。

○南学校給食課長 9ページの学校給食費の公金化に向けた検討の推進ということですが、文部科学省から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」ですが、こちらは本年7月に示されました。給食費の徴収については本来、学校の先生がやるべきことではないというところで公会計化というガイドラインが出されました。こちらにつきましては今26市中ですが3市から4市が導入を図っているところになります。

また課題がいろいろありますので、どのような体制でやったらいいか、どういった形をやるかというところの検討について課題を挙げまして、それを詰めていくという形になります。またシステムの導入等も必要になります。また私費のところの引継ぎ等もありますので、様々な課題がありますが、こういったガイドラインが示されましたので、学校からではなくて市の方でやるという方向で取り組みを進めることで記載させていただきました。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 私は、この5ページの(5)の①の環境教育の推進というのを入れてくださっているのはとてもありがたいことだなと思います。環境問題は子どもたち結構自分事として深刻に捉えている子もいまして、本当に今すぐ動かなきゃいけないのに大人は何も動いてくれないという不信感を持っているような子もいると思います。私も子どもに、お母さんは車の乗り過ぎとかと注意されて、なるべく自転車で動こうかと思っているんですけども、やっぱり大人も一緒に考えていこうよという姿勢を示すというのは大切ななと思います。

昨日、八小でとてもいい研究発表会も見させていただきましたけれども、持続可能な社会づくりのために子どもたちが何ができるのか、教科横断的にというお話もありまし

たけれども、本当に立川の子どもたちが発信して、日本を引っ張っていくくらいの意気込みでやっていただいてもいいのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 私のほうから、まず感想、質問、提言、あとは表記上の検討をお願ひできればと思ひまして申し上げます。

最初に感想でございます。改めて令和2年度立川市教育委員会学校教育の指針を拝見いたしました。立川市教育委員会の教育目標の具現化を目指して、そのためにどうするか、しっかりとその理念が示されていると思ひます。とりわけ「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の教育理念の下に、学校訪問いたしてもそのことが定着しつつあるなと思ひます。その上でこの理念をもとにして3つの基本方針、先ほど前田課長から説明があったとおりですが、併せて9つの基本施策を計画的・総合的に示され、かつ非常に具体的だな、そのように受け止めているところです。

とりわけこの中で非常にすごいなと思ひるのは、立川市教育委員会のこれまでの現状と課題、併せて成果、それをしっかりと踏襲しながら、なおかつ新学習指導要領の完全実施に向けて、その趣旨と内容を踏まえながら本当によくできたすばらしい指針であると、そのように評価しているところでございます。

次に質問でございます。7ページの4をご覧ください。特別推進教育の推進に当たってということで、実はこれまでも定例会で議論になって意見が出たかと思ひますが、インクルーシブ教育、この教育理念をここで明示してはいかがかなと思ひます。この中で明示されていない理由は何かあるのかなということに疑問に思っているところです。

ご承知のようにインクルーシブ教育については、我が国では平成26年1月、「障害者の権利に関する条約」の締結国になったわけですね。この第24条の中に「inclusive education system at all levels」、つまり障害者を包容するあらゆる段階の教育制度、この理念が継承されております。それとあわせて平成24年、2年前に遡るわけですが、平成24年7月には、中央教育審議会において、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の理念が重要であると。その構築のため、特別支援教育を着実に進める必要がある、こんな報告書も出されておりますし、私も教育委員の研修の中でも、視察に行ったときにも、やはりインクルーシブ教育の重要性が謳われておりました。

そこで、その構築のために特別支援教育を着実に進める必要がある、そのような報告が出されております。したがいまして、今後、インクルーシブ教育の教育理念をもとにして一層の特別支援教育の推進あるいは充実が重要ではないかと考えているところでございます。したがいまして冒頭に申し上げましたように、この特別支援教育の推進に当たって、このインクルーシブ教育の教育理念、これがあえて明示されていないのはどのような理由ですかということでお尋ねいたします。

○小町教育長 前田指導課長、お願ひします。

○前田指導課長 今、委員からご指摘をいただきましたインクルーシブ教育システムの理念について、確かにこの中に表現としては入れ込んではないところでございます。その1つは、今、委員からお話がありました平成24年の中央教育審議会の答申からはじまりまして、平成26年1月に条約の締結、さらには平成26年4月から障害者差別解消法というものが施行されてきたというような一連の流れの中で、今年度につきましては、既にそういった理念は本市の中にあるということを前提といたしまして、インクルーシブ教育システムの考え方の根幹にある多様な学びの場でありまして、子どもたち一人一人の個性が活かされるような特別支援教育が推進されていく、そういったことで盛り込んで施策としてその中に埋め込んだというようなつもりでございます。

ですので、まず冒頭のほうで、計画的な特別支援教育の推進、また③ではユニバーサルデザインの方針に基づいた指導・支援というような表現を入れさせていただきました。さらに(2)で、児童・生徒一人一人の課題に応じた教育の充実ということで、早期連携・早期支援、さらには特別支援教育に関わる関係機関との連携、また、多様な学びの場ということで③の中では特別支援教室キラリでありますとか特別支援教室プラス、さらには固定制の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた動きというようなものもお示しさせていただいたところでございます。

さらには、おめくりいただきまして8ページでございます。インクルーシブ教育システムの理念を最も端的に表わす学習活動として、交流及び共同学習というものがございます。要するに障害のある子もいない子も共に学ぶ場を設けるという部分でございます。これらについて順序立ててお示しさせていただいた背景には、その方針には既にインクルーシブ教育システムの理念が根付いていて、それに向かって推進していく。もう一般化しているという前提で、それらをしっかりと有機的に関わり合わせながら特別支援教育の推進を図っていきたいというふうなところで、今回このようなお示しの仕方をしていくというふうにご理解いただければと思います。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今、インクルーシブ教育のシステム、これについて具体的に説明があったわけですが、例えば本市の中で多様な学び、あるいは一人一人の個性を活かしたこと、あるいは交流及び共同学習等々含めて全部で8点おっしゃいました。ならば、なぜこのインクルーシブという用語を頭にきちんとそれを入れないのか、その辺りがいまいち理解できないなど。むしろ入れて当然じゃありませんか、そこまでおっしゃるなら、と考えます。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 表現の仕方が難しいんですけれども、インクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムというところで違いがございます。インクルーシブ教育という言葉の中には、障害のある子もいない子も共に学ぶ教育という側面が非常に強くございます。ここだけを切り取って考えた場合に、今で言うところの特別支援教室であるとか特別支援

学級といった学びの場に対して、多様な意見をお持ちの方が現れるというような可能性がございます。

一方で、答申等の中で言われているインクルーシブ教育システムというのは、まず多様な学びの場を前提として、特別支援教室であるとか特別支援学級であるとか、もちろんそこには特別支援学校もあるんですけども、そういったものを含めて、個に合った学習の場をまずしっかりと設定して、その子の学習の中で通常の学級の子どもたちと共に学習ができる、その機会があるならば大いにやりましょうと。常に通常の学級の中にいるということはお子さんによっては非常に混乱のもとになる可能性があるのです、そういったところでしっかりと多様な学びの場をお子さんに合わせて使い分けましょうというのがインクルーシブ教育システムという考え方でございます。

そのシステムの考え方は本市には定着していると私は思うんですけども、一般的にこうした言葉を市民の皆さん含めて目にふれる場にお示ししていくにあたって、今私が申し上げたようなインクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムの言葉の違いでありますとか、受け止めというのが、社会全般の中で多様にある状況がまだございますので、今回、ズバリ、インクルーシブ教育という言葉の使い方はしなかったというところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 課長の心中の苦慮されている意味よく分かります。ただ、今、インクルーシブ教育あるいはインクルーシブ教育のシステム、これについては今後十分検討してする必要があろうかなと思います。なかんづく、そういう中で保護者の考えもあります、あるいは学識経験者の考えもあります。その辺りをしっかりと検証しながら、どういうときに、どうそれを使用していくか、その辺りは十分ご検討いただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

続いて提言でございます。せっかくこれだけ立派な令和2年度立川市教育委員会学校教育の指針ができたわけですので、3つほど提言申し上げたいと思います。

平成31年度全国学力調査を踏まえながら、ちょうど課長のほうで今後の改善としてお示しになったのは全体で5項目あるんですね。それももう一回ご覧いただいて、それを学校に発信していただきたい、そう思います。その5点あまり出ていない。それをしっかりと明示してどこかに発信していただければありがたいという提言が1つでございます。

2つ目です。今、第2次学校教育振興基本計画、それから第3次学校教育振興基本計画、こちらに移行しながら検討中ですよ。第3次学校教育振興基本計画を策定中ですがその中で是非、令和2年度の立川市教育委員会学校教育の指針の中にこれだけは網羅しておきたいな、あるいは網羅すべきだということで、もしありましたら是非それをご検討いただければありがたいなと思います。

最後でございます。これを受けて、各学校の校長先生含めて管理職にお示しになると

思いますね。その場合、当市の場合は小中連携を重視していますので、できたら教育委員会に教育課程を提出する前に、中学校区でお互いに学校の教育課程届出で、その内容あるいは方法等々、お互いに交流しながらその上で教育委員会に提出いただくと、より内容、方法も含めて連携が深まるのではないかと、そのように考えているところがございます。以上3点が提言でございます。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 ありがとうございます。貴重なご提言いただいたものというふうに捉えておりますし、先ほど松野委員からも表現についてご提言いただいたところです。十分検討させていただいて進めていきたいなというふうに思っております。

特に小中連携の部分での教育課程編成に向けた小中学校の関わり方ですけれども、教務主任会の中で、毎回のように中学校区でもって教務主任同士が話し合う時間を設けて進めさせていただいております。是非ご示唆いただいた部分を活かして、教育課程の編成の方向性という情報を教務主任レベルでも共有してもらいながら、中学校区で同じ方向を向いた教育課程の編成に近づけるように指導等してまいりたいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 是非その方向でお進めいただきたいと思います。

最後でございます。せっかくのこれだけ立派な指針ができたんですが、一部表記の検討をお願いしたいなと思って何点か申し上げます。

まず2ページをご覧ください。2ページの1、①の2つ目の・2行目、【「自立解決」や「学び合い」や「振り返る」場面を】、と記載されています。この中で、【「自立解決」や「学び合い」をもとに「振り返る」場面を】、そのようにしてはいかがでしょうか。

次に3ページ(4)の①1行目でございます。「タブレット端末を効果的に活用し、学習への関心・意欲を」と記載されています。実はこれまでも各学校ともタブレット端末を活用しながら学習への効果を上げてきたところですが、毎年度同じじゃないんだよ、そういう点では、「更なる」という一文が入ってはどうかと思います。例えば「タブレット端末を効果的に活用し、更なる学習への関心・意欲を」というふうにしてはいかがでしょうか。なお、この更なるというのは平仮名ではなく漢字で更なるに。

4ページの2番、(1)②1つ目の・2行目をご覧ください。「小・中学校の授業改善を図る」と記載してございます。できれば、せっかく連携を深めているのですから授業改善も含めて連携があったほうがよろしいのではないかと。そういう意味で、「小・中学校が連携した授業改善を図る」、このようにしてはいかがでしょうか。

次4ページの(2)③3つ目の・です。「児童・生徒同士が互いに認め合うのと同時に、高め合う学級を」と。これでもよろしいと思うんですけれども、むしろここは端的に、「児童・生徒同士が互いに認め合い、高め合う学級を」としてはいかがでしょうか。

次に5ページの(5)をご覧ください。②1つ目の・の2行目、「関わりを生かした活動を」ですが、この「生かした」は生活の生でなくて、活動の「活」のほうがよろしいの

かなと。フレーズにも出ていますので、「関わりを活かした活動」。

次に7ページ、4の(1)③をご覧ください。この中で、「指導・支援の工夫について研究し実践する」と。これについては、「指導・支援の工夫について研究し、合理的配慮の下に実践する」と。実は特別支援教育の中では合理的な配慮が非常に重視されておりますので、その一文も入るとよろしいのかなと思います。

次に8ページの5番(1)の①1行目をご覧ください。「スクールソーシャルワーカー等のさらなる活用」と出ています。「さらなる」のところは漢字で統一したほうがいいのではないかと。と申しますのは2ページの(1)②にも同じように漢字で出ているので、さらなるは漢字で「更なる」と。

次に②4つ目の・「ICT機器の活用を更に進める」と。ここの「更」は平仮名のほうが妥当かなと思います。つまり「ICT機器の活用をさらに進める」としてはいかがでしょうか。そうすると12ページの1行目の「さらに」と統一できるかなと思います。

③の1行目の・をご覧ください。「中学校社会科資料集を改訂するとともに、小学校社会科副読本の活用を図り」と。これについては、小学校は既に活用をしているんですね。したがって、更なる活用を入れて、あと、小学校を先にもってきて中学校を後にすると。つまり「小学校社会科副読本の更なる活用を図り、中学校社会科資料集を改訂するとともに」としてはいかがでしょうか。

次に9ページをご覧ください。④3つ目の・4行目、「学校管理職、教員、学校事務室が」と。管理職も教員も人物ですので、ここで急に部屋、物が入ってくるんですね。したがって、ここは「学校管理職、教員、学校事務職員」としてはいかがでしょうか。

最後でございます。11ページ8の(1)①の1つ目の・をご覧ください。ここは「12年間を通した教育課程の」ですが、できましたらここは「12年間を見通した教育課程」としたらいかがでしょうか。これまでも立川市としては幼保小連携についてのスタンダードをお示しになっているわけですから、「見通した」とそんなふうに記載してはいかがでしょうか。細かい点で大変恐縮ですが、ご検討よろしく願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長、お願いします。

○前田指導課長 ご意見ありがとうございます。確実に検討をさせていただいて、表記の統一等しっかり図っていきたいと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。協議(2)令和2年度立川市教育委員会学校教育の指針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。きょういただいたご意見も含めまして、最終的に準備いたしまして成案としたいと思います。よって、協議(2)令和2年度立川市教育委員

会学校教育の指針について、は承認されました。

◎協 議

(3) 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について

○小町教育長 続きまして、2 協議(3)自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について、を議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いいたします。

○秋武教育支援課長 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について、報告いたします。

本件につきましては、5月の第9回教育委員会定例会において、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向け準備委員会を設置して検討を行うことをご報告いたしました。その後、小学校管理職と教員、療育機関と保護者支援団体の代表の方、教育部指導課長を委員としまして、自閉症・情緒障害特別支援に造詣の深い日野市立小学校の教諭をアドバイザーとして迎えまして、開設準備委員会を設置して、具体的な検討を進めてまいりました。

このたび、設置校及び学級の概要、入級基準、開設までのスケジュール等が固まりました。設置校につきましては、発達障害のある子どもの早期支援を実現するため小学校とし、通学区域を立川市全域とすることから、駅から近く、児童や保護者等の通学の負担が比較的少ないことなど通学のしやすさを配慮して、第二小学校に学級を設置することといたしました。

開設時点での学級数は2学級とします。

次に、学級の対象となる児童の要件ですが、東京都教育委員会が示す自閉症・情緒障害特別支援学級の指導対象の障害の程度等に沿ったものとし、具体的な判断基準となるよう、資料にお示ししましたとおり入級基準を定める予定です。

今後のスケジュールにつきましては、今年度は保護者等への周知を進めるとともに、東京都教育委員会へ必要な届け出をしてまいります。来年度は開設に向けた就学・転学相談を開始するとともに、教育課程や個別指導計画の策定に向けた検討を行うほか、教室の整備工事や備品の調達などを行っていく予定です。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。はい、松野委員。

○松野委員 二小、あけぼの学級という今までの実績もありまして、私は適切な場所というふうに思っています。あそこはどうですか、ほかに余裕教室といいますか、まだそういう活動を上げていくようなスペースはありますか。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 第二小学校のほうには校長先生にお話しまして内諾はいただい

るところなのですが、この学級を設置するための教室につきましては、この場所を確保させていただきたいということで把握をさせていただいているところです。その他の学級につきましては、学校全体の計画があるようですので現実には言えないのですが、その学級を設置していっぱいになってしまうという状況ではないと認識しております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 続けての質問であります。今、教育課程編成等お話がありましたが、開設に向けた準備としては、私は教員の研修といいますか、これが始まると同時に必要になっていくだろうな、この辺りの計画もこれから考えていく、あるいは。

それともう1点は、初めての開設ですから、先進校に学ぶといいますか、そういう意味ではやはり都立の学校辺りは参考となるような学ぶ場所なんではないでしょうか。そういうふうな連携とかそういったことを考えているのでしょうか。

○小町教育長 秋武教育支援課長、お願いします。

○秋武教育支援課長 まず教員の研修のことですけれども、まず設置する第二小学校での準備ということで、先日前話させていただいたところ、やはり教員には早めにお話をし準備を始めたいというご意向をいただきました。学校全体の教員の障害に対する理解ですとか、学級そのものに対する理解、高めていってそれで迎え入れる準備をしていただく。それから学級の役割、そういったものにつきましては、どんどんと情報を入れて学んでいっていただきたいと考えております。

また研修につきましては、二小に特化した研修というのでは恐らくなくなると思うんですけれども、全体に対して障害理解に対する研修、特別支援教育の研修については、充実させていこうと考えております。

先進校に学ぶという点でございますが、都立の学校も確かにセンター校機能等使って助言等いただいきたいと思いますが、既に設置している市町村もございますので、そういったところから情報をいただきながら整えていきたいと考えております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 もう大きな一歩です。何とか成功させていきたいなという思いでおります。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 私からは入級基準並びに退級基準について、意見と質問をさせていただきたいと思います。同時に、学級開設までのスケジュールについて、提言を2つほど申し上げたいと思います。

まず入級基準あるいは退級の基準でございます。これについて意見としては、資料に入級基準あるいは退級基準、これについて判断基準が大まかに示されているんですね。そこで改めて退級基準が必要と考えております。この基準を明示すべきではないかという質問でございます。

あと質問としては、判断基準として、保育園や幼稚園の見解、また施設やセンターな

どの意見、さらに保護者の意見等々、本人の意見も把握しているのかどうか、その辺りをお尋ねしたい。

もう1つは通常学級での合理的支援の具体的内容、これがどこまで示されているのか、あるいはどこまで可能なのか、その辺りをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小町教育長 秋武教育支援課長、お願いします。

○秋武教育支援課長 まず1点目、退級基準を示したほうがというご指摘ですが、通常の学級への適応ができるかというところが大きな判断のもとになるかと思えます。そうしますと、そのお子さんの状況に応じて体験等してもらいながら総合的に判断していくこととなりますので、一概にこの基準に達したからという基準はなかなか設けられないかなと。お示しするとすれば、通常の学級の活動に参加できるというところになるのかなというふうに考えております。

また、退級といいますより転学という形になりますので、学級を変える、学級の種別を変えるということで丁寧な相談をしながら進めていきますので、そちらについてはその相談の中で判断していきたいと考えております。

2点目です。判断基準として保育園や幼稚園の見解等、収集しているかということなのですが、先ほど申しあげましたように、この学級に入るとか、出る場合には、就学相談、転学相談を受けていただくこととなりますので、就学相談の経過の中で、その転学前に在籍している保育園だったり幼稚園、それから小学校の資料収集は行いますし、また面談を重ねていきますので、その中で、ご本人の意向というのは保護者の方に代弁していただく形にはなりますが、全ていただきまして、それをまとめて判断し指導を進めていくという形になっております。同じく就学相談の流れに乗せる形になります。

次のご質問で合理的配慮ですね。こちらの具体的内容とどこまで可能かというところですが、合理的配慮も様々ございまして、お子さんの状態に合わせた、例えば個別の課題を用意するであるとか、あとは視覚的な支援が必要なお子さんにはそういったものを準備するですとか、様々なツールを使うであるですとか、そういったものが許される状況の許される範囲の中ということになりますので、やはり個別の判断になります。

また、人的支援ということで、そのお子さんに付けるということは考えてないですけども、学級ですとか学校ですとか、そういったところに人を配置するところを手厚くするのか、そういったところを判断していきたいと考えております。ケースバイケースでの対応になってくるのかなと考えておるところです。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。よく理解できました。

その上で学級開設までのスケジュールについて3点ほど提言申し上げたいと思います。

まず、この学級開設にあたって、教員の資質・能力、専門性等々非常に大事になってくるわけですが、この中で教員の確保にあたっては、東京都教育委員会からおいでにな

るんだと思いますが、是非、意欲のある、また専門性を持った人材の確保、それをお願いできたらありがたいなという提言でございます。

2つ目ですが、保護者への通知だけでなく、早期に各学校への通知や就学前保育、あるいは教育関係者等への周知の徹底、これが必要になると思うんですね。このことについてはできるだけ適切な対応をしていただけると助かります。

最後でございます。この開設準備委員会に有識者の方を加えることによって、より質の高い学級の開設につながるのではないかと。1番と似ているようですけれども、最初申し上げたのは教員のほうです。今申し上げたのは開設準備委員会に有識者、この方々を加えて質の高い学級開設になるようにご検討いただければありがたいと思います。

○小町教育長 秋武教育支援課長、お願いいたします。

○秋武教育支援課長 ご提言ありがとうございます。まず教員の確保についてですが、委員おっしゃったとおり、東京都教育委員会が立川市にこの教員をとということで配置してくるところになるのですけれども、ここは指導課長にお力を発揮していただきまして優秀な教員を。本当に初めてのことで、とても大事な学級になりますので、優秀な教員を獲得してきていただきたいと願っているところです。力を込めて指導課長に要請をしたいと思っております。

2点目です。保護者や幼稚園・保育園への周知ですけれども、本日をもちましてここで会議の公表ということで、第二小学校へという情報はここで公表になりますので、今後、できれば年度内に、就学相談が始まる前には様々なところに情報が伝わるようにお伝えしていきたいと考えております。

開設準備委員会に有識者をというご提言ですけれども、このご質問をいただいたところでよくよく指導課長とも話をするのですが、本市のとてもありがたい状況として、統括指導主事が特別支援教育のエキスパートが来ているということで、川崎指導主事はとても頼りになる存在ですので、その統括がメンバーに入っているところで大変大きな強味ではあるかなと考えております。また、就学相談ですとか、あとは特別支援教室、通級等の様々な審査会がございまして、そこには有識者ですとか専門家に入っていておりますので、そういった場でご意見をお伺いするという機会もございますので、特別にどこからか別の方を招いてというのではなくて、そういった方のお力を借りながらやっていくのも方法ではないかなと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございます。先ほど、とりわけ教員の確保については、前田元指導課長は文京区並びに昭島で、人をみる目がしっかりと耕されて、確かな人材を確保できると、そう確信しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。協議(3)自閉症・情緒

障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(3)自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市生涯学習推進審議会からの答申「立川市における生涯学習の振興方策について」

○小町教育長 続きまして、3 報告(1)立川市生涯学習推進審議会からの答申「立川市における生涯学習の振興方策について」、を議題といたします。

五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、資料をご覧くださいと思います。

この答申につきましては、今年、平成 31 年 1 月 21 日、立川市長より諮問をいただいたことを受けまして、答申としてまとめたものでございます。

また、2 ページ目に、「答申にあたって」というところで記載をさせていただいておりますが、この答申につきましては、令和 2 年度を初年度といたします立川市第 6 次生涯学習推進計画、この計画を策定するにあたりまして骨子となるような、そういった答申を出していただいております。

審議会での審議経過につきましては、資料 14 ページ一番後ろですが、こちらに 1 回から 8 回までの経過を記載させていただいております。主に諮問を受けてから前半の 4 回まで、先ほど申し上げましたような第 6 次の計画の骨子となる体系についてをご議論いただきまして、この定例会にもご報告をさせていただきましたが、第 5 次生涯学習推進計画の中間総括ですとか、平成 30 年度に実施いたしました生涯学習に関するアンケート結果、こちらを審議会で報告をいたしながら議論をいただいております。

これにつきましては、上位計画であります立川市第 4 次長期総合計画の後期基本計画の中での個別計画ということで第 6 次が位置付けられておりますので、大きな流れといたしましては第 5 次生涯学習推進計画を基本とし、その上で状況の変化などを盛り込んだ形で体系のほうを見直してございます。

続きまして 3 ページ目でございます。こちらで今申し上げたようなことを記載させていただいていますが、この第 1 章の生涯学習社会の実現、これは上位計画に施策として示されている項目でございます。

まず、教育基本法第三条でもということ、こちらのほうに「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と理念が示されておりますが、これに沿った

形で私どもの第5次の計画も生涯学習社会の実現に向けてということで、市民が主体的に共に学び合う「共学」、また、生涯学習における社会参加とまちづくり、市民と行政との協働による生涯学習推進といった、これまでの計画で重視してきた理念を第6次でも継承すべきというふうに答申をいただいております。

そのうえで、第5次計画からの状況の変化ということで、新たに取り入れるべき観点として次のようなことを提案されております。

1つには、市民の学びの力をまちづくりに生かすためには、持続可能なしくみをつくる必要があるということが1点です。

また、次期計画では、学びたい人にこたえるだけではなく、多様な市民のニーズにこたえる事業の推進やすべての人が学べる機会の提供、さらにはさまざまな媒体の活用による広報や学びの裾野を広げる情報発信により力を入れて取り組むことが求められているというふうにいただいております。

こういったこととあわせて、第6次では、生涯学習を進める上では、学社一体、また立川市民科の取組、こういったところが非常にキーワードになるということで、そういったところについても、学社一体の実現に向けて、学校と地域学習館の相互理解を深めるしくみづくりや、学校関係者、地域学習館職員、地域のさまざまな施設・団体とのネットワークを構築していくべきだという提案をいただいております。

次に5ページ目に第2章といたしまして重点施策ということで取り上げております。

こちらの重点施策につきましては、第5次とほぼ同じ内容ですけれども、その中に先ほど申し上げました持続可能なしくみづくりということと、立川市民科ですとか学社一体というような内容を新たに盛り込んでおります。

6ページ、第3章のところから施策目標、施策の方向、具体化の取組ということで、13ページを見ていただきたいと思いますと思いますが、第4章として先ほど申し上げました施策の体系です。第6次ということで見直した体系について、一つ一つ項目について文章化をさせていただきます。この中で特に、先ほど申し上げました学社一体、立川市民科という取組のほかに、以前、審議会のほうから答申をいただいております学習館のあり方、これについて11ページのところになりますけれども、施策目標Ⅲの中のコーディネーターとしての職員の養成、研修体制の強化、こういったものがいわゆる私ども職員が地域の方たちと協力して生涯学習を進めていくうえでは、やはりコーディネーターとしての機能が必要だということで、そういった強化を図るべきだということでご意見をいただいております。

簡単ではございますがこれで、答申をいただきましたので私ども第6次の計画を現在、素案の案を練っているところでございまして、次回この定例会でお示しをさせていただきたいと考えております。報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○**松野委員** 私はこの報告を読んで、あつなるほどな、ずいぶん納得した点、感心したところ多々ありました。特に10ページの「学社一体」と「立川市民科」の推進、この辺りはもっともっと活用できるお互いのコラボレーションが組めるといいますか、市民科の中での課題を共有し合ったり、共に活動し合ったり、共にその成果を吟味し合う、評価し合う、そういうことができるならば、学校もそして社会教育のほうも、これからのコミュニティ・スクールでは非常に中心となる活動、あるいは市民科を活かした活動になるなというふうに期待しております。是非これをコミュニティ・スクールの運営協議会やそういうところでも皆さんに知らせたいですね。そしてそこからもっともっと活動の枠を広げていくといえますか、そういうふうに参考にしていければなと思いました。

○**小町教育長** ほか、ございますか。田中委員。

○**田中委員** この立川市における生涯学習の振興方策について、この答申を一つ一つ丁寧に拝見させていただきました。とりわけこの中で施策の体系が非常に分かりやすく、施策の目標、施策の方向、具体化の取組と、これを第6次生涯学習推進計画の体系の中にも位置付けしながら、よりよいものにしていただけるとありがたいと思います。

改めて立川市生涯学習推進審議会の会長の倉持伸江先生はじめ13名の委員の先生方に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○**小町教育長** ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○**小町教育長** ないようでございます。これで報告(1)立川市生涯学習推進審議会からの答申「立川市における生涯学習の振興方策について」、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」本殿修理工事について

○**小町教育長** 続きまして、3報告(2)立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」本殿修理工事について、を議題とします。

五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○**五十嵐生涯学習推進センター長** 本件につきましては、文化財保護法及び市文化財保護条例に基づく補助事業として平成29年度より3か年にわたる事業計画で進められ、今年7月に修理工事が完了し、10月20日、26日の2回にわたる一般公開も実施いたしましたので、こちらのほうでも報告をさせていただきます。

修理につきましては、初年度は主に木部の破損や歪みを修理し、次年度には彩色の剥落について、これまでの痕跡を調査した上で在来の工法にて再塗装を行いまして、最終年度の本年度は細部の彩色及び欠損していました金物を痕跡に基づきまして再現し、修理工事が終了いたしました。

本事業につきましては文化財の復原を主眼に、建立当時の状態に再現するとともに、修理過程で判明したことなど詳細な記録を残すことも重視し、現在、修理事業全体の報告書の作成の詰めを行っているところでございます。

本修理事業では新たな発見がございまして、資料の裏面のところでご覧いただきたいと思いますが、裏面の下のところ、白地に群青色の菱形模様が彩色されました梁の上部の支輪板という部分の彩色復原において、これまで施されておりました群青色の塗料を掻き落とししたところ、下からこの本殿の創建時の1741年に近いと思われる時代の彩色が確認され、これを基に墨色の菱形模様に復原できたことはこの文化財の保存修理事業での成果の一つであったと考えております。

写真の資料でご覧いただければと思いますが、支輪廻りの彩色という項目の下ところ、これが修理前の状態でございます。これをその下の修理前より以前の彩色痕跡ということで、かすかに墨で描かれた菱形といえますか網目模様というのでしょうか、それが見てとれるかと思いますが、このところをさらによく見ますと、この塗料がのっていたところとそうでないところで、風食ということですが、いわゆる木部が欠けていくというか擦り減っていく、その差が明らかに見て取れましたので、神社様のほうのご了解もいただき、この右下の写真のような形に復原をさせていただいております。

また、完成した後、2回にわたり一般公開は東京都の文化財ウィーク2019特別公開事業として開催いたしました。1回につき20名という定員のうち8割以上が地元砂川在住の市民の方でございました。通常は御神体を祀ってある本殿を見学することは叶わないということもございまして、参加者の方々は講師である専門家の話に熱心に耳を傾け見学をしておりました。最終的な一般公開への参加者は全部で36名ということでございました。

本事業につきましては、このあと報告書の作成と補助金の精算が行われ完了となりますが、年内の完了を目途に現在作業を進めております。また、この一般公開の後ですが、次回定例会後に皆様にも現場をご確認いただければと考えておまして、阿豆佐味天神社様のほうにお願いをしたところ、特別のご配慮をいただきましてご覧いただけるようになりましたので、次回ご案内をしたいと思っております。

その際に大変恐縮なのですが、先ほどお話ししたように神様を祀ってある場所でございますので、申し訳ないですが靴下をはいていただいとということ、神社様のほうからも白足袋までということでしたんですが、そのような形でお願いしたいということで、これは一般公開のときもお願いをしたこととございますので、よろしくお願いをいたします。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 改めてこの立川市指定有形文化財阿豆佐味天神社本殿附棟札、すごいですね。何がすごいかと言いますと、この本殿については寛永5年1708年、その当時の本殿が造られたわけですが、今から311年前、この時代の経過を、ここまで色鮮やかな彩色、よくここまで復原されたなと思って感心いたします。次回、拝見できるのを楽しみにしています。そういう意味でこの工事の関係の皆さんに心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

○**小町教育長** ほか、ございますか。伊藤委員。

○**伊藤委員** とてもこの写真も分かりやすくできておりますので、例えばこういうものをパネルにして、市役所の中であるとか、あとは駅のコンコースであるとかというところで公開していただくと、立川の文化財について知らない方も、あっおもしろいなというふうに考えてくださればよろしいかなと思いますので、その辺のご検討をお願いいたします。

○**小町教育長** 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いします。

○**五十嵐生涯学習推進センター** ただいまご意見をいただきましたので、検討をさせていただきますと思います。

○**小町教育長** ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○**小町教育長** ないようでございます。これで報告(2)立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」本殿修理工事について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 国宝「六面石幢」の修理事業について

○**小町教育長** 続きまして、3 報告(3)国宝「六面石幢」の修理事業について、を議題いたします。

五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○**五十嵐生涯学習推進センター長** それでは続きまして、国宝「六面石幢」の移設修理事業について報告をさせていただきます。

本事業につきましては、本年11月1日付で国庫補助事業の交付決定を受け、実施されるものでございます。本件につきましては、所有者である普濟寺が、「六面石幢」自体の劣化が進み修理が必要な状態であること、また現行の保存庫のままでは劣化を防止することが困難であること、平成30年1月に現在の立地場所が土砂災害警戒区域の指定を受けまして、安全な場所への移設が必要であること、以上3点を理由といたしまして、国宝所在自治体である私どもの文化財担当に移設修理の相談がございまして、本市がこの内容を都を経由いたしまして文化庁に伝達をいたしまして、文化庁と都による現地調査及び協議を重ねてまいりました。

その結果、文化庁によりまして、土砂災害警戒区域からの移設、「六面石幢」自体の劣

化に対する修理、修理後の安全な保管場所への設置の3つの内容で国庫補助事業として交付決定が行われました。この国庫補助事業が採択されたことによりまして、国宝所在自治体といたしまして、文化財保護法及び補助金執行関連法令の規定に基づきまして、文化庁への手続きの経由事務ですとか、そのほか国、都の指示による国宝所有者への指揮監督や事務補助等の支援の役割を市が担うほか、国の指示により所有者が設置いたします国宝の保存活用方法を検討する専門委員会への委員としての参加及び事務局を担うこととなりました。

また、新たに建設する保存庫の建設予定地が東京都指定史跡立川氏館跡であるため、市による埋蔵文化財調査や修復後の国宝の積極的な公開についての取組の検討をすることが必要となっております。現在予定しております「六面石幢」の修理内容につきましては、表面をクリーニングした上で、風化、摩耗などの進行を抑える処理を施すとともに、関東大震災後の修理時に内部に充填された鉄芯ですとかコンクリート、これを可能であれば除去をして、旧来の状態に復原することを目標としてございます。

また、作業につきましては国宝の修理を専門に扱う事業者のほうで実施することとしてございます。事業初年度にあたります本年度につきましては、「六面石幢」の移設に必要な現状把握のための調査を実施いたしまして、移設設計計画を作成することとしております。

資料の裏面に今後の事業の進め方を記載させていただいていますが、何分こういった国宝というのが非常に珍しいものということと、素材が石ということでございますので、一応目標としてはこういったことを考えているのですが、次年度以降はその状況、その状況を見極めながら慎重に対応してまいりたいということで、今回のこの事業計画は目安ということで、途中の変更もございましてということで記載をさせていただいております。報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 立川唯一の国宝であるこの普濟寺六面石幢、防災・修理事業に係る長期計画、本当によくここまでお作りになったなと思って感謝申し上げます。とりわけ保存検討委員会の方々、令和4年以降にこれが完了するということで、工事の関係者の方々には大変ご苦勞をおかけしますが、無事完成できることを願っております。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)国宝「六面石幢」の修理事業について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第23回立川市教育委員会定例会は令和元年12月13日金曜日、13時30分から101会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和元年第22回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時20分

署名委員

.....

教育長